

2026年8月31日

海外文具メーカーに対する特許侵害訴訟の勝訴判決について

株式会社パイロットコーポレーション
パイロットインキ株式会社

株式会社パイロットコーポレーション及びパイロットインキ株式会社（以下、併せて「当社ら」といいます）は、日本国内での販売などを目的として熱変色性筆記具（以下、「対象製品」といいます）を、展示会に出品した海外文具メーカーに対し、当社らの特許権（特許第5302881号）に基づき、対象製品の販売を差し止めるために、東京地方裁判所において差止請求訴訟を提起しておりました。

この度、東京地方裁判所（民事第29部、澁谷勝海裁判長）は、当社らの主張を認め、当該海外文具メーカーに対して、対象製品を輸入し、販売し、又は販売の申出をしてはならない旨の判決を言い渡しました。

当社らは、「フリクション」シリーズをはじめとする各種製品の研究開発に継続的に取り組み、その成果を特許権その他の知的財産権として保護して参りました。特に、「フリクション」関連技術については、改良と多様化を目的として、数多くの特許権を取得しております。今回の判決は、こうした当社ら独自の技術と、それを保護する当社らの特許権に基づく主張が裁判所に認められたものであり、当社らの努力の成果であると理解しております。

今後も、国内外を問わず、第三者の知的財産権を尊重するとともに、他の事業者に対しても当社らの知的財産権を尊重するよう求めて参ります。また、当社らの知的財産権を侵害し、又はそのおそれがある行為に対しては、今後も必要に応じて差止請求その他の法的措置を講じ、厳正に対処して参ります。

当社らは、知的財産権の適切な保護と活用を通じて、公正な競争環境の維持及び筆記具市場の健全な発展に貢献するとともに、今後もお客様に新たな価値を提供する製品の開発に努めてまいります。引き続き、当社らの製品をご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上